

新宿区地域防災計画（令和3年度修正）の主な修正箇所

1 修正概要

区は、平成28年度に都が公表した区内の自然崖における土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定や内閣府による避難勧告等に関するガイドラインの改定を受けて、平成29年度に新宿区地域防災計画の修正を行い、防災対策を推進してきました。

その後、災害対策基本法については、平成30年に、被災都道府県から応援要請を受けた都道府県における職員の派遣根拠や費用負担に関する規定が整備されるとともに、令和3年5月には、避難勧告と避難指示の一本化や非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用等に関する改正が行われました。

都においては、令和元年7月に東京都地域防災計画震災編の修正を行うとともに、令和3年1月には風水害編等の修正を行っています。また、平成30年に、地震に関する地域危険度測定調査の結果を公表するとともに、令和元年には人工崖における土砂災害警戒区域等の指定および公表を行いました。

区においても、令和元年度に、災害時における受援体制等の強化を目的とした新宿区受援応援計画や、被災からの迅速な復興を果たすための新宿区震災復興マニュアルを策定しました。

これらの状況を踏まえ、各関係法令の改正や計画等の修正を反映させ整合性を確保するとともに、区で策定した計画・マニュアル等を有機的に連携させ、即応性、実効性を一層高めるため、新宿区地域防災計画の修正を行います。

今回の修正ポイントは、以下のとおりです。

- (1) 関係法令等の改正に伴い、必要な事項を修正しました。
 - ・災害対策基本法の一部改正(平成30年、令和3年)
 - ・防災基本計画の修正（令和2年）
 - ・避難情報に関するガイドライン(内閣府)の改定(令和3年)
 - ・災害弔慰金の支給等に関する法律の改正(令和元年)
- (2) 東京都地域防災計画の修正等の反映
- (3) 新宿区災害時受援応援計画等防災に関連する区の個別計画等の反映
- (4) 平成29年度以降の区における防災対策の取組の反映
- (5) 各種データの時点修正
- (6) 感染症への対応を踏まえた防災対策の検討

2 主な修正箇所一覧表

| 新宿区地域防災計画 目次 | 頁 | 令和3年度修正の修正点 |
|--------------|---|--|
| 凡例・目次 | - | <ul style="list-style-type: none"> ・体系：時点修正 ・体系：第3編 風水害対策計画の章構成（1総則・2水害予防計画）を都計画に沿って再整理 ・目次：「編」「部」「章」「節」の掲載を基本とするが、第2編 震災対策計画では項目名まで掲載する。 ・用語：災害対策基本法改正（令和3年5月）に伴う避難情報の変更につき、計画全編を通じ「避難準備・高齢者等避難」「避難勧告」「避難指示（緊急）」「災害発生情報」は、「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」にそれぞれ改める。 |
| 第1編 総則 | 1 | |
| 第1章 計画の方針 | 3 | |
| 第1節 計画の目的 | 3 | |
| 第2節 計画の性格 | 3 | 本計画は、区総合計画で掲げる「新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」に向けて、区国土強靱化地域計画における事前防災・減災及び迅速な復旧復興等に資する施策の推進方針に基づき、区の災害対策を実施するためのものであることを記載。 |
| 第3節 計画の構成 | 3 | |
| 第4節 計画の修正 | 3 | |
| 第5節 他の計画との関係 | 4 | |
| 第6節 計画の習熟 | 4 | |
| 第2章 新宿区の概況 | 4 | |
| 第1節 地勢の概要 | 4 | |
| 第2節 面積 | 4 | 都及び23区の面積の修正 |

| 新宿区地域防災計画 目次 | 頁 | 令和3年度修正の修正点 |
|---------------------|----|--|
| 第3節 人口 | 9 | 区の人口データの時点更新 |
| 第3章 計画の前提条件 | 10 | |
| 第1節 地震被害想定 | 10 | |
| 第2節 被害想定結果の概要 | 12 | |
| 第3節 地域危険度 | 12 | 平成30年2月「地震に関する地域危険度測定調査報告(第8回)」の概要に沿って修正 |
| 第4章 令和3年度修正の概要等 | 14 | |
| 第1節 計画修正の背景 | 14 | 令和3年度修正の経緯を記載。計画修正の背景としては、関係法令改正や都計画修正、区の受援応援計画および震災復興マニュアル策定等の状況を踏まえて、整合性の確保および区の計画・マニュアルの実効性を高めるために、区地域防災計画の修正を行う。 |
| 第2節 令和3年度修正の主なポイント | 14 | 令和3年度修正のポイントを掲載 (1) 関係法令等の改正の反映 ・災害対策基本法の一部改正(平成30年、令和3年) ・防災基本計画の修正(令和2年) ・避難情報に関するガイドライン(内閣府)の改定(令和3年) ・災害弔慰金の支給等に関する法律の改正(令和元年) (2) 東京都地域防災計画の修正等の反映 ・東京都地域防災計画の修正(令和元年(震災編)、令和3年(風水害編)) ・地震に関する地域危険度測定調査結果の公表(平成30年) ・人工崖における土砂災害警戒区域等の指定および公表(令和元年) (3) 新宿区災害時受援応援計画等防災に関連する区の個別計画等の反映 (4) 平成29年度以降の区における防災対策の取組の反映 (5) 各種データの時点修正 (6) 感染症への対応を踏まえた防災対策の検討 |
| 第5章 減災目標 | 16 | |
| 第1節 都の減災目標 | 16 | 東京都地域防災計画(令和元年度修正)の内容に更新 |
| 第2節 区の減災目標 | 17 | 「7 情報伝達体制の充実」について、防災無線放送を行った際に電話により放送内容の確認ができるサービスの周知に努めることを追記。 |
| 第2編 震災対策計画 | 19 | |
| 第1部 施策ごとの具体的計画 | 21 | |
| 第1章 区及び事業者の基本的責務と役割 | 21 | |
| 第1節 基本理念及び基本的責務 | 21 | 「1 基本的な考え方」において、女性や高齢者、障害者、外国人、乳幼児・妊産婦など、特に配慮が必要な人に必要な支援が届くと同時に、そうした人を含めた、あらゆる人や団体の持てる力を結集する仕組みづくりに向け、防災対策に取り組んでいくことを追記。 |
| 第2節 区及び防災機関の役割 | 23 | 業務内容は都計画と平仄の整合を取り、内容を反映して修正。(警視庁：緊急通行車両に関して追記。東日本旅客鉄道株式会社：計画連休を追記。東日本電信電話株式会社および日本赤十字社東京都支部：平時および災害時の業務内容を追記。京王電鉄～小田急電鉄株式会社：計画連休を追記。) |
| 第2章 区民と地域の防災力向上 | 27 | |
| 第1節 現在の到達状況 | 27 | ・数値を時点修正。 ・「3 消防団の活動」における「消防団員の確保」に関する記述は、第3節「対策の方向性」に移動。 |
| 第2節 課題 | 28 | 自助の取り組みとして、備蓄、安否確認方法の準備、避難所における女性への配慮対策を追記(都計画を反映)。共助としても女性の人材育成の必要性を追記。 |
| 第3節 対策の方向性 | 30 | ・自助の取り組みにおいて、啓発資料の活用、女性の視点の反映を追記。 ・共助として、防災隣組認定事業は終了のため削除し、都計画に合わせて修正。 ・消防団については、第1節「現在の到達状況」から移動し、内容は都計画を反映するとともに、時点修正。 |
| 第4節 到達目標 | 31 | 防災区民組織及び消防団について時点修正。 |

| 新宿区地域防災計画 目次 | 頁 | 令和3年度修正の修正点 |
|-----------------------------|-----|---|
| 第5節 具体的な取組（予防対策） | 33 | <ul style="list-style-type: none"> ・自助の取り組みとして、感震ブレーカー等の準備、在宅避難に向けた日常備蓄、日頃の暮らしの中でできる備えについて追記。（p33） ・区による防災広報について、動画配信による広報を追記。（p34） ・東京消防庁の推進する防災教育に、「まちかど防災訓練」「VR（災害疑似体験）コーナー」等の取組を追記。（p38） ・日本赤十字社の防災訓練、文言修正。（p41） ・都交通局の防災訓練、文言修正。（p42） ・「4-3 避難所運営管理協議会」に、女性や要配慮者の支援体制について検討するワークショップの実施安堵について追記。（p46） ・事業所の防災体制に、緊急地震速報受信装置の活用、要配慮者利用施設の災害計画作成について追記。（p46） ・外国人への支援に、区内の国際交流会等との連携を追記。（p48） ・「4-7 中高層マンションの防災対策支援」を新設。（p48） ・ボランティアについて、受入れ体制の実施主体と設置場所を明示し、フロー図により整理。ボランティア種別を追記。（p49・50） |
| 第6節 具体的な取組（応急対策） | 53 | 地震発生時の事業所の取組について文言の修正 |
| 第3章 安全な都市づくりの実現 | 56 | |
| 第1節 現在の到達状況 | 56 | <ul style="list-style-type: none"> ・数値等を時点修正。 ・液状化ポータルサイトについて追記。 |
| 第2節 課題 | 57 | <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅密集地域の改善に向けた課題の文言修正。 ・液状化対策の課題に、具体的な情報収集の必要性を追記。 |
| 第3節 対策の方向性 | 58 | |
| 第4節 到達目標 | 58 | <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅密集地域の不燃領域率達成目標を70%に引き上げ、文言修正。 ・「2 建築物の耐震化」について、新宿区耐震改修促進計画に基づく到達目標を記載。 ・「3 消防水利不足地域の解消」について新設。 |
| 第5節 具体的な取組（予防対策） | 60 | <ul style="list-style-type: none"> ・【市街地再開発事業地区一覧(完了地区)】等の各一覧および表を時点修正（p60,61）。 ・区内の都市計画道路の整備状況の時点修正。（p62） ・窓ガラス等の落下物の安全化について、これまでの対策等を追記。（p66） ・天井等の落下防止対策について、「特定天井」の記述、非構造部材の落下防止対策の必要性を追記。（p66） ・液状化対策について、都と連携した情報発信を追記。（p68） ・長周期地震動対策にて、高層ビルの管理者や住民等の理解促進、長周期地震動階級の周知と利活用方法の検証等を行うことを追記。（p68,69） ・「1-9 崖・擁壁・ブロック塀等の崩壊防止」の一部文言修正。（p69,70） ・「2 危険物等の安全化」における危険物施設現況について時点修正。（p74,75） ・「2-1 石油等の危険物施設の安全化」の一部文言修正。（p74） ・「2-2 高圧ガス・有毒物質施設の安全化」にて、鉄道タンク車及びタンカーによる危険物輸送対策を追記。（p76） |
| 第6節 具体的な取組（応急対策） | 77 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会公共施設等の応急対策に、区立住宅等について追記。（p78） ・都市ガス施設の応急・復旧対策の文言修正。（p84,85） |
| 第7節 具体的な取組（その他施設の復旧対策） | 86 | |
| 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保 | 87 | |
| 第1節 現在の到達状況 | 87 | 数値等を時点修正、一部文書の文言修正 |
| 第2節 課題 | 88 | <ul style="list-style-type: none"> ・数値等を時点修正。 ・歩道橋や橋りょうについて、新宿区橋りょう長寿命化修繕計画に基づく維持管理について追記。 ・避難所への給水管の耐震化完了について追記。 ・ガスコージェネレーションシステムや燃料電池等の自立・分散型電源の確保等について追記。 |
| 第3節 対策の方向性 | 89 | ガスコージェネレーションシステムや燃料電池等の自立・分散型電源の導入促進について追記。 |
| 第4節 到達目標 | 89 | 道路ネットワーク機能、管路の耐震継手化の状況等、一部を時点修正。 |
| 第5節 具体的な取組（予防対策） | 91 | <ul style="list-style-type: none"> ・各表を時点修正。 ・新宿区橋りょう長寿命化修繕計画及び新宿区無電柱化推進計画に基づく道路安全化対策等について追記（p92）。 ・訓練等によるし尿の受入れ体制の整備、水再生センターの耐震対策について追記（p99） ・通信施設の安全化について、防災設計対象に耐風と耐雪を追記。「特設公衆電話」の用語は、「災害時用公衆電話（特設公衆電話）」に修正（p100）。 |
| 第6節 具体的な取組（応急対策） | 103 | <ul style="list-style-type: none"> ・「緊急自動車専用路指定予定路線（7路線）」を修正、「その他の「緊急交通路」の指定」を追加。（p106・107） ・ガス施設の応急対策全般を修正（p123） |
| 第7節 具体的な取組（復旧対策） | 126 | 道路・橋りょうについて、特定大規模災害時の取組（道路の直轄権限代行制度による災害復旧工事等の支援要請）について追記。（p126） |
| 第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化 | 129 | |

| 新宿区地域防災計画 目次 | 頁 | 令和3年度修正の修正点 |
|------------------|-----|---|
| 第1節 現在の到達状況 | 129 | |
| 第2節 課題 | 129 | |
| 第3節 対策の方向性 | 130 | |
| 第4節 到達目標 | 130 | <ul style="list-style-type: none"> ・近隣自治体等との連携強化について文言修正。 ・受援や発災時に備えた大規模救出救助活動拠点、復旧活動拠点に係る計画を策定することを追記。 |
| 第5節 具体的な取組（予防対策） | 132 | <ul style="list-style-type: none"> ・表【非常時優先業務の選定結果】【業務開始目標時間別の非常時優先業務数】【災害応急活動施設】等を更新（p135） ・東京消防庁の消火・救助・救急活動体制として、航空消防活動体制の整備等を追記（p137） ・都の広域連携体制として、「東京都災害時受援応援計画」の策定を追記。（p137） ・「3-3 出火の防止」として、電気設備等の耐震化指導及び電気火災の防止に向けた普及啓発について追記（p137,138） ・各機関と締結している個別の協定・覚書等は、別冊資料編に掲載するものとして、文書全般を修正。（p141,142） ・新たに指定した二次避難所（福祉避難所）の追記及び帰宅困難者一時滞在施設に四谷スポーツスクエアを追加（p144） |
| 第6節 具体的な取組（応急対策） | 145 | <ul style="list-style-type: none"> ・消防体制について、早期災害情報システムなどを活用した情報活動の追記等、一部を文言修正。（p154） ・防災関係機関等との相互協力体制について、都への要請の箇所を文言修正。（p158） ・人的受援の調整について、令和2年「新宿区災害時受援応援計画」策定により手順等が明確にされたことを追記し、区受援応援計画に沿って修正。（p161~163） ・人的受援の調整に「(4)都や相互応援協定等による受援」について追記。（p163） ・救出救助活動に係る、区、都、関係機関との連携体制について追記。（p164） ・自衛隊派遣要請の手続きを、区受援応援計画に沿って文言修正。（p165,166） ・被災自治体への応援について追記し、区の連絡調整窓口を記載。（p170） |
| 第6章 情報通信の確保 | 171 | |
| 第1節 現在の到達状況 | 171 | |
| 第2節 課題 | 171 | |
| 第3節 対策の方向性 | 172 | |
| 第4節 到達目標 | 172 | |
| 第5節 具体的な取組（予防対策） | 173 | <ul style="list-style-type: none"> ・通信機器の整備状況等について時点修正（p173） ・都災害情報システム（DIS）再構築について追記。（p174） ・災害時の情報提供手段に「Lアラート（災害情報共有システム）」を追加。（p175） |
| 第6節 具体的な取組（応急対策） | 176 | <ul style="list-style-type: none"> ・防災機関相互の情報通信連絡体制について、図【業務の手順】を一部修正。（p176） ・表【被害程度の認定基準】について、「半壊」の中に「大規模半壊」と「中規模半壊」の基準を追加。「準半壊」の基準を追加。（p182） ・都下水道局の広報体制・手段について追記（p189） |
| 第7章 医療救護・保健等対策 | 193 | |
| 第1節 現在の到達状況 | 193 | <ul style="list-style-type: none"> ・時点修正及び一部の文言修正。 ・災害医療救護支援センターの設置について追記 |
| 第2節 課題 | 194 | 初動医療体制について、災害時に円滑に機能するよう、区の体制強化継続の必要性を追記。 |
| 第3節 対策の方向性 | 195 | 初動医療体制について、区の体制強化継続について追記。 |
| 第4節 到達目標 | 197 | <ul style="list-style-type: none"> ・構築が完了した「災害医療コーディネーター中心の災害医療体制」および「新宿区薬剤師会等と連携した供給体制」について時点修正。 ・医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場の指定について追記。 |
| 第5節 具体的な取組（予防対策） | 198 | <ul style="list-style-type: none"> ・「1-1-1 情報連絡体制等の確保」について、「新宿区災害医療運営連絡会」における検討を追記（p198） ・医療救護活動の確保について、応援医療チームの例に「DPAT」を追加。表【医療救護所等】を修正。（p199） ・新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえた医療救護所の配置や運営等について追記。（p199） ・新型コロナウイルス感染症対策物品の備蓄（医療救護所、避難所）について追記。（p202） ・表【災害拠点精神科病院等】を新設。（p203） |

| 新宿区地域防災計画 目次 | 頁 | 令和3年度修正の修正点 |
|------------------|-----|---|
| 第6節 具体的な取組（応急対策） | 204 | <ul style="list-style-type: none"> ・東京消防庁の救助・救急体制として、ドローン、特殊車両、エアボード等を整備する特別な消防部隊の運用について追記（p204） ・救助・救急活動体制に「都の初動医療体制」を追記。（平成29年7月の厚労省通知にて「保健医療調整本部」が新たに示されたことによる）（p204） ・医療救護班及び東京DMAT等の活動内容を整理し文言修正、一部追記。（p204） ・「1-2 医療救護」において、【災害時医療救護の流れ】図を更新（p205） ・「1-2 医療救護」において、「(4) 東京DPATの活動」を追記。（p208） ・「1-3 傷病者の搬送及び収容」において、東京消防庁の搬送体制を追記（p209） ・「1-5 保健衛生体制」について、都計画を反映し保健所の指揮調整機能支援等を追記。メンタルヘルスケアにDPATとの連携について追記。（p210） ・在宅人工呼吸器使用者の安否確認は、計画で定めた方法で行うことを追記。（p210,211） |
| 第7節 具体的な取組（復旧対策） | 217 | 避難所については、感染症対策物資の配備を行うとともに、「避難所運営管理ガイドライン（感染症対策編）」に基づき運営することを追記。（p217） |
| 第8章 帰宅困難者対策 | 219 | |
| 第1節 現在の到達状況 | 219 | 時点修正 |
| 第2節 課題 | 221 | |
| 第3節 対策の方向性 | 221 | |
| 第4節 到達目標 | 222 | |
| 第5節 具体的な取組（予防対策） | 223 | <ul style="list-style-type: none"> ・東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底のため、動画活用、認定制度等を通じた啓発を行うことを追記。（p223） ・新宿駅周辺防災対策協議会の活動に、帰宅困難者一時滞在施設の運営等に係るマニュアル整備を追記。（p226） ・集客施設及び駅等の外国人利用者への対応に、ピクトグラム・「やさしい日本語」の活用を追記。（p228） ・「3 一時滞在施設の確保」において、都市開発諸制度を適用しようとする大規模な新築の民間建築物に対する一時滞在施設の確保推進について追記（p230） ・表【「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の考え方】を文言修正し、特定天井について追記。（p231,232） ・表【「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」における一時滞在施設の運営】に、運営計画作成および受入場所選定の際の留意点を追記。運営要員の確保は具体的な確保の方法を追記（p231）。取決め事項に「帰宅困難者の受入れの手順」を追記。書類・帳票の整備の作成者は、「自治体や事業者」を改定し「施設管理者」に修正（p232～234）。他、文言修正。 |
| 第6節 具体的な取組（応急対策） | 237 | |
| 第7節 具体的な取組（復旧対策） | 240 | |
| 第9章 避難者対策 | 241 | |
| 第1節 現在の到達状況 | 241 | 時点修正 |
| 第2節 課題 | 242 | 避難体制について、昨今の災害を踏まえ、避難者が安全に避難できる体制の検討の必要性を追記。 |
| 第3節 対策の方向性 | 242 | |
| 第4節 到達目標 | 243 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難体制について、要配慮者災害用セルフプラン作成の推進等、避難行動要支援者や外国人の適切な避難体制の整備を追記。 ・避難場所の確保や安全性等の確保について、都の防災都市づくり推進計画（令和2年3月（令和3年3月一部修正））に基づき修正。 |
| 第5節 具体的な取組（予防対策） | 244 | <ul style="list-style-type: none"> ・避難体制について、区の対策に複合的な災害を想定した計画の作成を追記。（p243） ・避難所の指定について、区の対策に、避難所の役割等に関する住民への周知徹底、感染症対策、安否確認や情報収集利用設備の整備について追記。（p245・246） ・避難所の管理運営について、区の対策に、避難者の自主的な運営への配慮、ホームレス受入方策について追記。（p247） ・要配慮者支援体制について、要配慮者災害用セルフプラン作成の推進を追記。（p249） ・車中泊対策の新設。（p252） |
| 第6節 具体的な取組（応急対策） | 253 | <ul style="list-style-type: none"> ・数値、避難場所等の時点修正。 ・避難体制について、表【避難指示等一覧】を都計画の表に差し替え。（p259） ・「5-4 分散避難」を新設。指定避難所での三密回避等のための分散避難の推進について追記（p263） ・避難所の収容基準に、感染症対応を追記。（p263） ・「避難所運営管理ガイドライン（感染症対策編）」策定について追記（p264） ・「6-5 避難所の管理運営方法」について文言修正（p264～266）。 ・二次避難所（福祉避難所）の運営にあたっては、「新宿区二次避難所（福祉避難所）運営マニュアル（標準版）」に基づき作成した、施設ごとの個別マニュアルにより要配慮者の支援を行うことを追記（p268） ・車中泊について、都計画に沿って追記。（p268） |

| 新宿区地域防災計画 目次 | 頁 | 令和3年度修正の修正点 |
|--------------------|-----|--|
| 第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進 | 270 | |
| 第1節 現在の到達状況 | 270 | ・時点修正。 ・食糧備蓄等の防災イベントでの配布やフードバンクへの寄付等の有効活用について追記。 |
| 第2節 課題 | 271 | 時点修正 |
| 第3節 対策の方向性 | 272 | 時点修正 |
| 第4節 到達目標 | 273 | 到達状況と課題の修正を反映して文言修正。 |
| 第5節 具体的な取組（予防対策） | 274 | ・「給水拠点」の用語は「災害時給水ステーション（給水拠点）」に変更。 ・区立小・中学校等の保有水量の更新及びプール保有水の活用に関する追記。（p275） ・食料の確保について次の修正。（p276） -第1日目は避難所に備蓄しているビスケット、アルファ化米等を使用。 -2日目、3日目は、区施設等利用による備蓄倉庫から各避難所へ追加供給。 -4日目以降は、都と協力し、米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要にこたえるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。 |
| 第6節 具体的な取組（応急対策） | 278 | ・数値等の時点修正 ・「給水拠点」の用語は「災害時給水ステーション（給水拠点）」に変更。 ・「1-1 応急給水」について、消火栓等を活用した応急給水の追記のほか、文書全般を修正（p278） ・救援物資の受け入れ・供給について、令和2年3月策定「新宿区災害時受援応援計画」を反映し追記。（p282-284） ・図【物資受け入れ及び供給に関する概念図】を追加。（p284） |
| 第7節 具体的な取組（復旧対策） | 290 | |
| 第11章 放射性物質対策 | 292 | |
| 第1節 現在の到達状況 | 292 | 一部を文言修正 |
| 第2節 課題 | 292 | |
| 第3節 対策の方向性 | 293 | |
| 第4節 到達目標 | 293 | |
| 第5節 具体的な取組（予防対策） | 293 | |
| 第6節 具体的な取組（応急対策） | 294 | |
| 第7節 具体的な取組（復旧対策） | 295 | |
| 第12章 住民の生活の早期再建 | 296 | |
| 第1節 現在の到達状況 | 296 | ・被災者の生活再建対策について、都の取組を追記。（被災者生活再建支援システム導入、区市町村一体のガイドライン策定、応急仮設住宅早期確保のための協定等） ・ごみ処理について、都の記述を文言修正し、令和2年3月策定「新宿区災害廃棄物処理計画」に伴い区の記述を修正。 |
| 第2節 課題 | 297 | 「新宿区災害廃棄物処理計画」に定めた事項を反映し修正 |
| 第3節 対策の方向性 | 297 | ・仮設住宅の早期供与に向けた支援体制に関する追記。 ・「新宿区災害廃棄物処理計画」に伴い時点修正。 |
| 第4節 到達目標 | 298 | 時点修正 |
| 第5節 具体的な取組（予防対策） | 299 | 文言の修正 |
| 第6節 具体的な取組（応急対策） | 303 | ・罹災証明書の交付について、都計画風水害編を踏まえて、「(1) 罹災証明書の交付準備」「(2) 罹災証明書の交付」追記。（p308,309） ・災害救助法の適用基準について、住家の被害は災害救助事務取扱要領（令和3年6月、内閣府）に基づく修正（大規模半壊・中規模半壊・準半壊について記述）。（p319,320） |
| 第7節 具体的な取組（復旧対策） | 322 | ・被災住宅の応急修理について、都の委任により、区が応急修理の事務を行うことを記載（p322）。 ・「1-2 応急仮設住宅」にて、都による応急仮設住宅等の供与を追記。（p323） ・応急仮設住宅の入居者の割り当てが困難な場合、原則として都が調整し広域的に割り当てることを記載。（p323） ・応急仮設住宅建設公園一覧表、応急仮設住宅設置基準の更新。（p324・325） ・応急仮設住宅の建設、被災者の生活再建支援について追記。（p325） ・被災者生活再建支援金について、被災者生活再建支援法改正（令和2年12月）に基づく時点修正。（p328,329） |
| 第2部 災害復興計画 | 335 | |
| 第1章 復興の基本的考え方 | 335 | 「3 新宿区震災復興マニュアルの策定」について新設。新宿区震災復興マニュアル（令和2年3月策定）について追記。 |

| 新宿区地域防災計画 目次 | 頁 | 令和3年度修正の修正点 |
|---|-----|--|
| 第2章 復興本部 | 337 | 構成変更を行い、平成29年度時点の「第2章 第3節 震災復興本部の設置」を移動。また、「第2節 災害対策本部と震災復興本部の関係」を新設。 |
| 第1節 震災復興本部の設置 | 337 | |
| 第2節 災害対策本部と震災復興本部の関係 | 337 | ・新設 ・2つの本部は目的と機能が異なるものの、震災復興には緊密な連携が必要であることを追記。【災害対策本部と震災復興本部の関係図】を追加して整理。 |
| 第3章 震災復興計画の策定 | 339 | 表【復旧・復興プログラム】の用語を区復興マニュアルを踏まえて更新。 |
| 第1節 被害状況の把握 | 340 | |
| 第2節 緊急整備事業の実施 | 340 | |
| 第3節 新宿区震災復興方針及び新宿区震災復興計画の策定 | 340 | ・新設 ・新宿区震災復興計画及び特定分野復興計画の策定等について記載 |
| 第4節 新宿区都市復興基本方針の策定 | 340 | ・地域特性を加味した都市復興基本方針の策定等について記載し、文書全般を修正。 |
| 第5節 震災後の市街地の復興に関する条例 | 340 | |
| 第6節 都市復興基本計画の策定 | 341 | 策定スケジュールの時点修正。 |
| 第7節 財政・人的資源の確保 | 341 | |
| 第8節 生活復興 | 342 | 東日本大震災と熊本地震について追記。 |
| 第9節 東京消防庁における復興本部の事務 | 342 | |
| 第3編 風水害対策計画 | 343 | |
| 第1部 総則 | 345 | 第1部を総則として位置づけ、「第1章 計画の方針」を新設。 |
| 第1章 計画の方針 | 345 | 新設 |
| 第1節 計画の目的 | 345 | 区の地域において風水害等に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、区の地域並びに区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを計画の目的とする。 |
| 第2節 風水害に関する近年の動向 | 345 | 国、都及び区の対応について、近年の動向を掲載。 |
| 第3節 重点項目 | 346 | ・令和元年東日本台風(台風第19号)に関する対応について、災対各部の対応や活動等について以下の6つの視点から検証し、その内容を踏まえて、風水害時における情報伝達のあり方や避難所の開設・運営体制、職員態勢等について強化に取り組んだ。 「1 避難勧告等の発令基準」「2 自主避難所運営体制」「3 避難所開設」「4 職員態勢」「5 情報伝達」「6 区有(直営・指定管理等)施設運営等」 ・新宿区タイムライン(水害・土砂災害編)により、区が台風接近前から対応すべき事柄を整理したことを記載(p346) ・災害時に区ホームページへのアクセスの集中によるサーバーの負荷を分散する仕組みの導入について記載(p347) |
| 第2章 東京都における検討 | 348 | 構成変更により、「近年の被害実績」は資料編に掲載する。 |
| 第2部 水害予防計画 | 355 | |
| 第1章 豪雨対策 | 355 | H29年度計画における「第1章 総合治水対策」「第4章 都市型水害へのソフト対策」を統合し、「第1章 豪雨対策」として構成を改める。 |
| 第1節 河川の整備 | 355 | ・「2 神田川の整備状況及び今後の整備計画」において、平成30年3月改定の「神田川流域豪雨対策計画」を反映。(p.355) ・「4 調節池の整備状況」を時点更新。(p357) |
| 第2節 雨水流出抑制施設 | 358 | |
| 第3節 下水道の整備 | 359 | ・「2 下水道施設の整備状況及び事業計画」において、「東京都豪雨対策基本方針(改定)」に基づき対策を一部追記・修正。(p359) ・河川整備及び下水道整備の状況図を更新(p360) |
| 第4節 区民への洪水情報の提供 | 361 | ・新設 ・雨量・気象情報等の即時伝達について、各管理者の役割及び都建設局によるインターネット等を活用した都民への情報提供について記載。 |
| 第5節 水位・雨量観測システム(テレメータ)及び水位警報(サイレン)装置の整備 | 362 | 文言の修正 |
| 第6節 浸水想定区域の指定及び水深の公表 | 367 | ・H29年度計画における「第4章 都市型水害へのソフト対策」を本項に移動し、節名を改める。 ・「2 浸水予想区域図・洪水浸水想定区域図の作成・公表」「3 洪水ハザードマップの作成・公表」として項を新設し、文書全般を修正(p367)。 |
| 第7節 洪水浸水想定区域における避難体制確保 | 369 | ・水防法及び土砂災害防止法の一部改正に伴う避難体制確保等について修正。 ・洪水予報に妙正寺川を追記。 |

| 新宿区地域防災計画 目次 | 頁 | 令和3年度修正の修正点 |
|------------------------------|-----|---|
| 第2章 崖・擁壁等の崩壊対策 | 372 | |
| 第1節 崖・擁壁の安全化 | 372 | |
| 第2節 急傾斜地等の安全化 | 372 | |
| 第3章 土砂災害対策 | 373 | |
| 第1節 土砂災害防止法 | 373 | |
| 第2節 土砂災害警戒区域等の指定 | 373 | 区内の人工斜面における土砂災害警戒区域35か所の新規指定（令和元年9月）について追記。 |
| 第3節 土砂災害の危険性周知 | 373 | |
| 第4節 警戒避難体制の整備 | 373 | <ul style="list-style-type: none"> ・「1 情報の収集・伝達」において、都から自治体の長及び防災担当部署へのホットメールの運用開始について追記。 ・「4 要配慮者への支援」において、要配慮者利用施設における警戒避難体制について追記。 |
| 第5節 擁壁等の安全化促進 | 375 | 文言の修正 |
| 第4章 都市施設対策 | 376 | |
| 第1節 交通施設の安全化 | 376 | 警察署の道路等の安全化対策について時点更新。 |
| 第2節 生活関連施設の安全化 | 378 | 文言の修正 |
| 第5章 防災行動力の向上 | 380 | |
| 第1節 自助による区民の防災力の向上 | 380 | 「自らの命は自らが守る」という意識、早期避難の重要性の理解、日頃の暮らしの中でできる災害への備え等、自助による対策について追記・更新。 |
| 第2節 防災意識の啓発 | 381 | <ul style="list-style-type: none"> ・区の防災広報について、ハザードマップ等の配布又は回覧に際して必要な周知について追記。 ・都の防災広報について、防災ブック、VR動画の配信等、取組を追記。 |
| 第3節 防災訓練の強化 | 383 | |
| 第4節 防災区民組織等の強化 | 384 | |
| 第5節 要配慮者の安全確保 | 384 | |
| 第6節 事業所による自助・共助の強化 | 385 | 「1 事業所の役割」において、事業継続計画（BCP）策定、車両・資器材等の水没回避、要配慮者利用施設における非常災害に関する具体的計画の作成等、必要な対策について追記。 |
| 第7節 救出・救護能力の向上 | 386 | |
| 第8節 区民・行政・事業所等の連携 | 386 | |
| 第9節 地域、防災機関等と学校の連携による防災教育の推進 | 387 | 消防署の防災教育について、過去の消防活動や経験や教訓、全国で発生した災害の課題や教訓等を踏まえた普及啓発について記載。 |
| 第6章 ボランティア等との連携・協働 | 387 | |
| 第3部 水害応急対策計画 | 388 | |
| 第1章 応急活動態勢 | 388 | |
| 第1節 区の水防態勢 | 388 | 組織態勢を時点修正 |
| 第2節 東京都建設局第三建設事務所の水防態勢 | 393 | 組織態勢を時点修正 |
| 第3節 消防署の水防態勢 | 394 | |
| 第4節 警察署の水防態勢 | 394 | |
| 第5節 集中豪雨等への対応 | 394 | <ul style="list-style-type: none"> ・「1 気象情報の早期収集」において、気象庁組織改正（令和2年9月）を踏まえた文言の修正。（p.417） ・「3 区市町村等との確実な情報の共有」において、区市町村に派遣する連絡員を通じた相互情報共有について追記（p.395）。 ・「5 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報の共有」において、竜巻注意情報及び情報伝達に関する説明の時点修正。（p.396,397） |
| 第2章 情報の収集・伝達 | 399 | |

| 新宿区地域防災計画 目次 | 頁 | 令和3年度修正の修正点 |
|----------------------------|-----|---|
| 第1節 気象情報等及び通信連絡 | 399 | <ul style="list-style-type: none"> ・気象情報発表基準値の更新(令和3年6月8日時点)。 ・「1 気象情報」において、都から自治体の長及び防災担当部署へのホットメールの運用開始について追記。(p.400) ・「2 神田川洪水予報」において、都水防計画(令和3年度)を踏まえた時点修正。(P401) ・「3 妙正寺川水位周知」を「3 妙正寺川洪水予報」に改め、都水防計画(令和3年度)を踏まえて新設。(p.402) |
| 第2節 区の情報連絡系統 | 406 | |
| 第3節 通信施設の利用 | 407 | |
| 第4節 被害状況等の調査及び報告 | 408 | |
| 第5節 広報及び広聴活動 | 409 | <ul style="list-style-type: none"> ・「1 区の広報活動」として項目を新設。 ・消防署の広報手段について時点修正(デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS等)。 |
| 第3章 相互応援協力・派遣要請 | 410 | |
| 第4章 災害救助法の適用 | 410 | |
| 第5章 水防機関の活動 | 411 | |
| 第1節 区の水防活動 | 411 | |
| 第2節 東京都建設局第三建設事務所の水防活動 | 412 | |
| 第3節 消防機関の水防活動 | 413 | 文言の修正 |
| 第4節 水防工法 | 413 | |
| 第5節 水防設備及び備蓄資材 | 414 | 備蓄資材の時点修正 |
| 第6章 警備・交通規制 | 415 | |
| 第1節 警備 | 415 | 「1 警備態勢」の時点修正 |
| 第2節 道路交通規制 | 415 | |
| 第7章 避難 | 416 | |
| 第1節 避難体制の整備、避難情報の一般基準・発令など | 416 | <ul style="list-style-type: none"> ・水害等対策室が気象情報などを総合的に判断し、必要に応じて自主避難所を開設することを追記。 ・「2 避難準備・高齢者等避難開始、勧告又は指示(緊急)」は、「2 避難情報の発令など」に改めるとともに、災害対策基本法改正(令和3年5月)による避難指示等の変更を反映。 ・「(3)警戒レベルの導入」を新設。 ・「避難情報・警戒レベル・居住者等がとるべき行動等の関係」を新設。 ・その他、時点修正。 |
| 第2節 避難誘導 | 419 | 区の避難誘導の内容について、避難路・避難所等の指定及び周知徹底、発災時の避難誘導に係る計画作成、洪水・土砂災害に対する住民の警戒避難体制等、新規項目の追記。 |
| 第3節 避難所の設置 | 421 | |
| 第4節 避難所の管理運営 | 421 | |
| 第5節 要配慮者の安全確保 | 421 | |
| 第6節 広域避難 | 422 | <ul style="list-style-type: none"> ・「1 首都圏における大規模水害広域避難検討会」として項目を新設し、検討会の取組経緯等を追記。 ・「3 大規模水害時に使用可能な避難所の確保」において、区が他の区市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等を検討することを追記。 ・その他、文言の修正。 |
| 第8章 飲料水・食料・生活必需品等の供給 | 424 | |
| 第9章 救助・救急対策 | 425 | |
| 第1節 救助・救急体制 | 425 | 消防署の取組内容を時点修正 |
| 第10章 医療・救援・救護 | 425 | |
| 第1節 医療救護対策 | 425 | |
| 第2節 防疫・保健衛生対策 | 425 | |
| 第3節 応急給水 | 426 | |
| 第4節 その他の応急対策 | 426 | |

| 新宿区地域防災計画 目次 | 頁 | 令和3年度修正の修正点 |
|------------------------|-----|---|
| 第1 1 章 緊急輸送 | 426 | |
| 第1 2 章 ごみ・し尿・がれき処理 | 426 | |
| 第1 3 章 行方不明者の捜索、遺体の取扱い | 426 | |
| 第1 4 章 応急住宅対策 | 427 | |
| 第1 節 被災宅地の危険度判定 | 427 | |
| 第2 節 家屋・住家被害状況調査等 | 427 | |
| 第3 節 被災住宅の応急修理 | 427 | |
| 第4 節 応急仮設住宅の供給 | 427 | |
| 第1 5 章 応急教育・応急保育 | 427 | |
| 第1 節 応急教育・応急保育 | 427 | |
| 第2 節 学用品等の支給 | 427 | |
| 第1 6 章 義援金品の取扱い | 427 | |
| 第1 7 章 都市施設の応急・復旧対策 | 428 | |
| 第1 節 交通施設の対策 | 428 | 都交通局の浸水時等の対応を追記 |
| 第2 節 生活関連施設の対策 | 432 | |
| 第1 8 章 激甚災害の指定 | 432 | |
| 第4部 水害復旧計画 | 433 | |
| 第1 章 民生安定のための緊急計画 | 433 | |
| 第2 章 罹災証明の発行 | 433 | |
| 第4編 大規模事故等対策計画 | 435 | |
| 第1部 計画の前提条件 | 437 | |
| 第1 章 計画の前提 | 437 | 都地域防災計画(大規模事故編)を踏まえた時点修正 |
| 第2部 大規模事故等予防計画 | 438 | |
| 第1 章 火災の予防 | 438 | ・区民に対する防災指導手段の追記(デジタルサイネージ、アプリ、SNS等)。 ・「1 防火思想の普及の徹底」において、「(3) 防災知識の普及」「(4) 防災教育の充実」を新設。 |
| 第2 章 市街地の安全化 | 440 | |
| 第3 章 高層建築物及び地下街の安全化 | 440 | 文言の修正及び時点修正 |
| 第4 章 危険物施設等の安全化 | 442 | ・東京危険物災害相互応援協議会傘下の事業所に対する指導等について追記。 ・石油元売各社に対する指導について追記。 |
| 第5 章 都市施設の安全化 | 444 | |
| 第1 節 鉄道施設 | 444 | 都地域防災計画(大規模事故編)を踏まえた時点修正 |
| 第2 節 トンネル(道路)、地下工事 | 445 | 都地域防災計画(大規模事故編)を踏まえた時点修正 |
| 第3 節 CBRNE災害 | 450 | 新設。東京消防庁による、各種防護服、測定器、大型除染設備、テロ災害対応資器材の整備等について記載。 |
| 第3部 大規模事故等応急対策計画 | 451 | |
| 第1 章 応急活動態勢 | 451 | |
| 第1 節 区の活動態勢 | 451 | |
| 第2 章 情報の収集・伝達 | 451 | |
| 第1 節 区の情報連絡態勢 | 451 | |
| 第2 節 関係機関の情報連絡態勢 | 452 | 都地域防災計画(大規模事故編)を踏まえた時点修正 |
| 第3 節 災害警報等の伝達 | 453 | |
| 第4 節 災害時の広報及び広聴について | 454 | 消防署の広報・広聴手段の追記(デジタルサイネージ、ホームページ等) |

| 新宿区地域防災計画 目次 | 頁 | 令和3年度修正の修正点 |
|-----------------------------------|-----|---|
| 第3章 消防活動 | 454 | |
| 第1節 活動方針 | 454 | |
| 第2節 活動態勢 | 454 | 東京消防庁による特別な消防部隊の運用について追記 |
| 第4章 危険物事故の応急対策 | 455 | 時点修正 |
| 第1節 石油類等危険物施設の応急対策 | 455 | 文言の修正 |
| 第2節 火薬類施設の応急対策 | 455 | 文言の修正 |
| 第3節 高圧ガス施設の応急対策 | 455 | 文言の修正 |
| 第4節 毒物・劇物施設等の応急対策 | 456 | 文言の修正 |
| 第5節 放射線施設の応急対策 | 456 | 文言の修正 |
| 第6節 危険物等輸送車両の応急対策 | 457 | 文言の修正 |
| 第5章 大規模事故対策 | 459 | |
| 第1節 鉄道事故 | 459 | 都地域防災計画(大規模事故編)を踏まえた時点修正 |
| 第2節 道路・橋りょう・トンネル事故 | 460 | |
| 第3節 ガス事故 | 460 | |
| 第4節 航空機事故(市街地) | 460 | |
| 第6章 訓練及び防災知識の普及 | 461 | |
| 第7章 地域防災力の向上 | 461 | |
| 第8章 ボランティア等との連携・ | 461 | |
| 第9章 警備・交通規制 | 461 | |
| 第10章 避難 | 461 | |
| 第11章 その他の応急対策 | 461 | |
| 附編 東海地震災害事前対策 | 463 | |
| 第1章 対策の考え方 | 465 | |
| 第1節 策定の趣旨 | 465 | 「2 東海地震事前対策の留意点」として項目を新設し、「東海地震に関連する情報」の廃止、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始及び情報内容、これに伴う地震事前対策の留意点について記載。 |
| 第2節 基本的考え方 | 466 | |
| 第3節 前提条件 | 467 | |
| 第2章 防災機関の大綱 | 467 | |
| 第1節 新宿区 | 467 | |
| 第2節 東京都関係機関 | 468 | |
| 第3節 指定公共機関 | 469 | 日本赤十字社東京都支部の業務内容の修正 |
| 第4節 指定地方公共機関 | 470 | |
| 第5節 公共的団体 | 470 | |
| 第6節 自衛隊 | 470 | |
| 第3章 事前の備え | 471 | |
| 第1節 区民・事業所等のとるべき措置 | 471 | |
| 第2節 広報及び教育 | 475 | |
| 第3節 事業所に対する指導 | 477 | 事業所指導の内容(消防計画に定める事項)を修正 |
| 第4節 防災訓練 | 479 | |
| 第4章 東海地震注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの対応措置 | 481 | |
| 第1節 東海地震注意情報の伝達 | 481 | |

| 新宿区地域防災計画 目次 | 頁 | 令和3年度修正の修正点 |
|------------------------|-----|---|
| 第2節 活動態勢 | 482 | |
| 第3節 混乱防止措置 | 484 | JR東日本によるデジタルサイネージによる情報提供について追記 |
| 第5章 警戒宣言時の対応措置 | 486 | |
| 第1節 活動体制 | 486 | 文言の修正 |
| 第2節 警戒宣言、東海地震予知情報等の伝達 | 489 | |
| 第3節 消防・危険物対策 | 491 | 文言の修正 |
| 第4節 警備・交通対策 | 493 | |
| 第5節 公共輸送対策 | 495 | 乗客集中防止対策として、消防署から各事業所に対し、営業方針や任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策について指導を行うことを追記。 |
| 第6節 学校・病院・福祉施設等対策 | 500 | 区民施設に四谷スポーツスクエア、中村彝アトリエ記念館、漱石山房記念館を追記 |
| 第7節 百貨店・劇場・高層ビル・地下街等対策 | 503 | |
| 第8節 電話・通信対策 | 505 | |
| 第9節 電力・ガス・上下水道対策 | 506 | 文言の修正 |
| 第10節 生活物資対策 | 508 | |
| 第11節 金融対策 | 508 | |
| 第12節 避難対策 | 509 | |
| 第13節 救援・救護対策 | 509 | |

別冊資料編 修正一覧表

| 資料番号 | 名称 | 修正内容 |
|------|--|---------------------|
| 1-3 | 新宿区防災会議委員名簿 | 時点修正 |
| 1-5 | 新宿区災害対策本部条例施行規則 | 時点修正 |
| 1-7 | 新宿区水害時等態勢要綱 | 時点修正 |
| 2-1 | 防災区民組織及び小型消防ポンプ等配備状況 | 時点修正 |
| 2-3 | 区設小型防火貯水槽(5t)設置箇所一覧 | 時点修正 |
| 2-4 | 災害時用協定浅井戸一覧 | 時点修正 |
| 2-5 | 公衆浴場の揚水施設設置一覧 | 時点修正 |
| 3-1 | 防災無線番号表 | 時点修正 |
| 3-2 | 同報系(屋外拡声子局)設置一覧 | 時点修正 |
| 4-1 | 区内災害拠点病院及び災害拠点連携病院 | 時点修正 |
| 4-3 | 災害時医療資材セット(医師用)内訳 | 時点修正 |
| 4-4 | 災害時歯科医療資材セット(歯科医師用)内訳 | 時点修正 |
| 4-6 | 新宿区災害医療運営連絡会設置要綱 | 時点修正 |
| 4-7 | 新宿区災害医療検討会設置要領 | 時点修正 |
| 4-12 | 災害時における緊急医療救護所用の敷地の提供に関する協定(株式会社熊谷組) | 新規協定 |
| 5-1 | 東京都及び区市町村相互間の災害時等協力協定書(東京都、特別区、都内26市、都内13町村) | 新規協定 |
| 5-4 | 新宿区と長坂町との相互援助協定(長坂町→北社市) | 協定書の内容について一部注記 |
| 5-39 | 災害時における物流業務等の協力に関する協定(都トラック協会) | 新規協定 |
| 5-40 | 災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定(赤帽) | 組織変更に伴う一部修正 |
| 5-42 | 災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定(全東京葬祭業連合会) | 現在の構成団体について注記 |
| 5-53 | 災害時における聴覚障害者に対する業務に関する協定(新宿区登録手話通訳者連絡会、新宿区手話サークル、新宿区聴覚障害者協会) | 団体の代表者や名称の変更に伴う一部修正 |
| 5-56 | 災害時における理容活動及び資器材等の提供に関する協定(東京都理容生活衛生同業組合、同組合新宿支部) | 組織変更に伴う一部修正 |
| 5-57 | 災害時における電力復旧活動に関する相互支援協定(東京電力パワーグリッド株式会社東京総支社) | 協定再締結に伴う見直し |
| 5-60 | 災害時における応急対策業務に関する協定書(ボーイスカウト新宿区協議会) | 現在の組織名称について注記 |
| 5-73 | 災害発生時における非常放送に関する協定(一般社団法人新宿韓国商人連合会) | 新規協定 |
| 5-74 | 災害発生時における非常案内の協力に関する協定(東日本旅客鉄道株式会社東京支社) | 新規協定 |
| 5-75 | 災害発生時における非常放送に関する協定(株式会社クロススペース) | 新規協定 |
| 5-77 | 災害時における施設の利用に関する覚書(新宿サブナード株式会社) | 新規協定 |
| 5-78 | 大規模災害時における関連行政手続きの支援活動に関する協定(行政書士会新宿支部) | 新規協定 |
| 5-79 | 災害時特設公衆電話設備の設置及び管理並びに災害発生時の運用に関する覚書(新宿御苑管理事務所) | 新規協定 |
| 5-80 | 新宿御苑における避難場所運営用資機材の保管及び災害発生時の運用に関する覚書(新宿御苑管理事務所) | 新規協定 |
| 5-81 | 災害時における給電車両貸与に関する協定(トヨタモビリティ東京株式会社) | 新規協定 |
| 5-82 | 災害及び防災に関する情報の放送等に関する協定(株式会社ジェイコム東京) | 新規協定 |
| 5-83 | 災害に係る情報発信等に関する協定(ヤフー株式会社) | 新規協定 |
| 5-84 | 簡易間仕切りシステム等の供給に関する協定書(特定非営利活動法人ボランティア・アーキテツ・ネットワーク) | 新規協定 |
| 5-85 | 災害時における物資の優先的供給に関する協定書(セツカートン株式会社) | 新規協定 |
| 6-1 | 一時集合場所 | 時点修正 |
| 6-2 | 避難場所地区割当一覧 | 時点修正 |
| 6-3 | 震災時の避難所 | 時点修正 |

| 資料番号 | 名称 | 修正内容 |
|------|--|--------------------------|
| 6-4 | 水害時の避難所 | 時点修正 |
| 6-19 | 災害時等における宿泊施設の提供等に関する協定 | 新設 |
| 6-20 | 災害時における二次避難所(福祉避難所)の開設及び運営に関する協定(雛形) | 新設 |
| 6-21 | 二次避難所(福祉避難所)一覧 | 新設 |
| 6-22 | 帰宅困難者等一時滞在施設の提供に関する協定(雛形) | 新設 |
| 6-23 | 帰宅困難者等一時滞在施設一覧 | 新設 |
| 7-1 | 区備蓄倉庫物資一覧 | 時点修正 |
| 7-2 | 避難所備蓄物資一覧 | 時点修正 |
| 7-3 | 帰宅困難者・避難施設備蓄物資一覧 | 時点修正 |
| 7-4 | 東京都寄託物品一覧 | 時点修正 |
| 8-1 | 1. 災害救助法による救助の程度・方法及び期間 | 時点修正(令和2年東京都規則第91号による) |
| 8-2 | 2. 従事命令を受けた者等の実費弁償 | 時点修正(令和2年東京都規則第91号による) |
| 9-2 | 水防法 | 時点修正(令和3年5月10日法律第31号による) |
| 10-2 | 東海地震に関連する情報の発表基準 | 削除 |
| 11-1 | 地域危険度一覧表(町丁目別) | 時点修正(第8回報告書による) |
| 11-2 | 防災関係機関等一覧 | 時点修正 |
| 11-3 | 公園の確保状況 | 時点修正 |
| 11-4 | 高層建物一覧 | 時点修正 |
| 11-5 | 洪水浸水想定区域内における地下街等及び要配慮者利用施設の名称及び所在地(水防法第15条関係) | タイトルの修正、時点修正 |
| 11-7 | 土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の名称及び所在地(土砂災害防止法第8条関係) | 新設 |
| 11-8 | 近年の水害時における区内の被害実績 | 新設 |